きなはいや伊方まつり２０２５企画運営業務仕様書

１　委託業務の名称

きなはいや伊方まつり２０２５企画運営業務

２　委託期間

契約締結の日から令和７年９月１日まで

３　委託業務の目的

きなはいや伊方まつり２０２５を実施するにあたり、町の観光振興及びタウンプロモーション推進のため、当町の一大イベントとして町内外への広報 PR に加え、町内外からの関心を高めることで、周辺地域からの周遊促進および活力ある地域社会を実現するための元気なまちづくりに向けたイベントの実施を行うことを目的とする。このため、外部の企画会社に企画提案・運営を委託することで、業務の効率化を図るとともに、より専門的な視点からのアイデアやノウハウを取り入れた提案と運営を依頼するものである。

４　開催日程

令和７年７月２７日（日）　１５：００　～　２１：００

５　実施場所

伊方町役場前埋立地

６　委託業務内容

１．全般

実行委員会や関係者との円滑な連絡調整を行うために専属の担当者を置くこと。
定期的に開催する実行委員会に出席すること。

２．会場設営・巡回・撤去

（１）開催日程に従い、設営から撤収までを行う。
（２）会場レイアウトは事務局と協議のうえ決定し、賃借物品を設営する。
（３）まつり当日は、設営に異常が無いか巡回し、異常が発生または発生が予測される場合は、速やかに事務局へ報告するとともに危険防止措置等を行い、災害防止に努める。
（４）まつり終了後に賃借物品を撤去の上、整備を行う。
（５）荒天により実施が順延される場合は、対応を別途協議し、決定する。

３．賃借物品

別紙、きなはいや伊方まつり２０２５企画運営業務設計書に従い、以下を設営する。各賃借物品の内訳数量については想定のものを提案し、契約後事務局と別途協議の上準備する。

（１）仮設電気
（２）仮設トイレ・給排水設備
（３）バリケード
（４）冷房設備等暑さ対策
（５）夜間照明
（６）音響

４．誘導・警備
（１）警備人員・配置等は雑踏警備有資格者を含めた提案を行うこと。
（２）警備箇所踏破契約後、別途図面にて示すものとする。
（３）花火大会等、警備箇所は当日の状況により、若干移動することがある。
（事務局が当日指示）

５．ステージ
以下を手配の上、まつりにふさわしい演出を行うこと。

（１）司会進行（ＭＣ）
セレモニーの司会、ステージの進行、会場の盛り上げなど、効果的な展開のできる知名度のあるパーソナリティを起用すること。
（２）音響・制御オペレーター
予定タイムスケジュールを参照の上準備を行う。
（３）企画
①事務局が提示する予定タイムスケジュールを参照し、指定の時間においてまつりにふさわしい企画案を提案すること。
②提案においてまつりにふさわしい出演者の選定、出演依頼、出演者との調整を行うこと。

６．魚のつかみ取り
（１）熱中症対策を講じたうえで実施すること。
（２）魚の手配、水槽の設置等は、関係者と協議の上、実施すること。
（３）委託料を超えない範囲で運営全般を進めること。

７　広告・広報
以下の広告、広報を作成し納品及び提示すること。

１．広告・広報ＣＭ
県内地上波一局以上で１本以上のコンテンツを制作すること。
２．広告・広報紙
新聞・フリーペーパー等、２媒体以上とすること。
３．広報・印刷物
Ｂ２ポスター　２００枚
Ａ４チラシ　６，０００枚
Ａ４二つ折りパンフ　３，０００枚

８　独自提案
本仕様書に定める内容以外の企画、機能、運用、広報などが可能であれば、委託料を超えない範囲で積極的に提案しながら進めること。

９　運営
１．実施計画書および運営マニュアルを作成すること。
２．オープニングセレモニー及びステージ進行のための「進行台本」を作成すること。

１０　その他
１．実施内容及び仕様書に定めていない事項に関しては、随時、事務局と協議の上決定すること。
２．各種申請（警察署、保健所、消防機関）に係る申請手続き、調整を支援すること。

１１　成果品

イベント終了後、委託業務内容に関わる成果品（実施報告書）を２部提出すること。また、あわせて電子データも提出すること。

１２　留意事項

１．委託業務により新たに生じた著作権については、全て伊方町に帰属するものとする。また、受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともにその旨を書面により報告すること。

２．受託者は、成果物に関する著作人格権を伊方町または伊方町が指定する第三者に対して行使しないものとする。

３．事業の実施上で知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

４．本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、伊方町及び受託者が協議の上定めるものとする。